

北茨城市第6次行政改革 大綱

令和6年～11年度

令和6年3月

北 茨 城 市

北茨城市第6次行政改革大綱

1 策定の趣旨

本市では、平成8年3月に策定した「北茨城市行政改革大綱」以降5度の見直しを行い、現在、令和5年度までを実施期間とする「第5次北茨城市行政改革大綱」に基づき、簡素で効率的な行政運営や市民サービスの向上などに努めてきました。

また、平成17年3月には総務省から「行政改革推進における新たな指針」が示され、行政改革の具体的な数値目標等を掲げた「集中改革プラン」を策定し、定員管理の適正化など具体的目標に向けた行政改革を推進し、着実に効果をあげてきたところです。

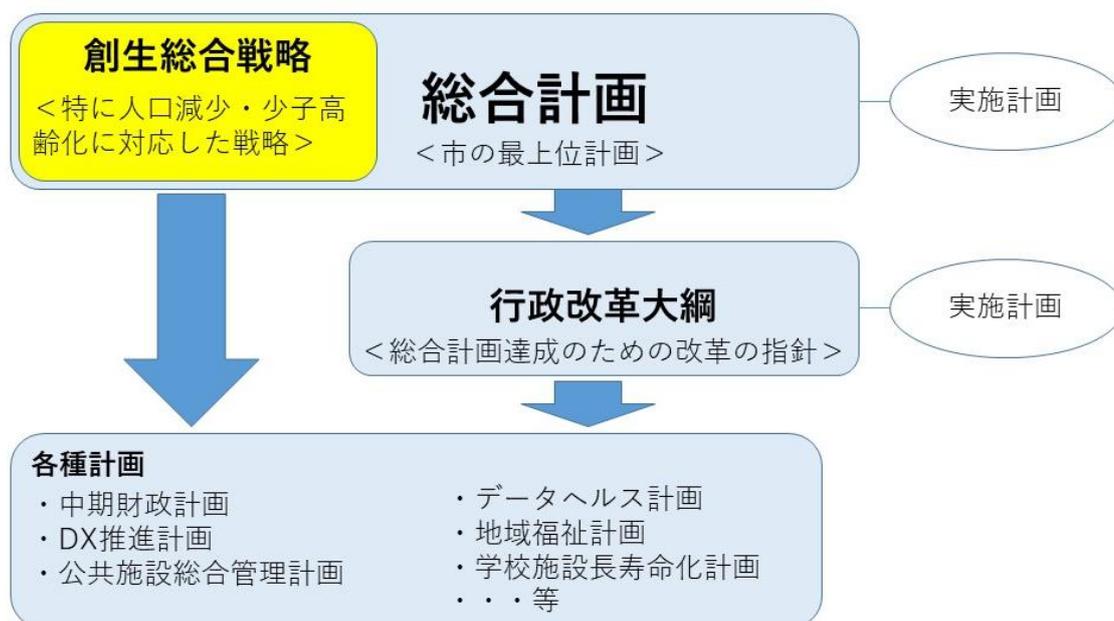
しかしながら、今後も一層進む人口減少と少子高齢化により、税収の減少・社会保障費の増加が見込まれるとともに、高度経済成長期に整備された多くの公共施設が更新時期を迎えるなど、行政を取り巻く環境は一層厳しくなることが予測されます。

このような中、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めていくために、これまで取り組んできた行政改革の取組を継続していくとともに、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに的確かつ迅速に対応していく必要があることから、「第5次北茨城市行政改革大綱」の見直しを行い、効果的・効率的な行政体制の確立に向け、「第6次北茨城市行政改革大綱」を策定することとします。

2 大綱の位置づけ

第6次北茨城市行政改革大綱（以下「本大綱」という。）は、本市の最上位計画である「第5次北茨城市総合計画」に掲げる本市の将来都市像「誰もが住みたい やすらぎと活力にあふれるまち 北茨城 ～すべての人が輝き、幸せを実感できるまちを目指して～」の実現に向け、健全な財政運営及び行政運営の効率化を図るとともに、市民と行政が協働でまちづくりを行っていくための、本市が取り組むべき改革の指針として位置づけます。

各種計画等の関係イメージ



3 市の現状及び課題

(1) 厳しい財政状況

平成 18 年度末における財政調整基金残高が 7 千万円と底をつくなど、危機的な状況にあった本市の財政基盤は、第 3 次行政改革における職員の定員適正化、第 4～5 次行政改革における「健全な財政運営の推進」の取組みにより改善が見られますが、様々な公共施設で老朽化が進み施設の更新時期を迎えるなど、厳しい状況が続いています。いかに財政力の強化を図っていくかが、現在、本市が直面している最も重要な課題です。

また、財政状況を推し量る経常収支比率(*1)、実質公債費比率(*2)、将来負担比率(*3)などの指標についても、未だ県内平均に達していない状況が続いています。これは職員削減などにより歳出減に取り組む一方で、扶助費・補助費・繰出金等に加え、大規模公共施設の建設事業に係る公債費が増加していることが、その大きな要因になっていると考えられます。

しかし、今後これ以上の職員削減を進めることは難しく、また、今後一層進む高齢化の中で、扶助費や繰出金がますます増加していくとともに、様々な公共施設が更新時期を迎え、その費用が増加していくことが考えられることから、事業自体の見直しによる歳出の削減や、徴収率の向上による税収の増など自主財源の確保が必要です。

<経常収支比率(*1)>

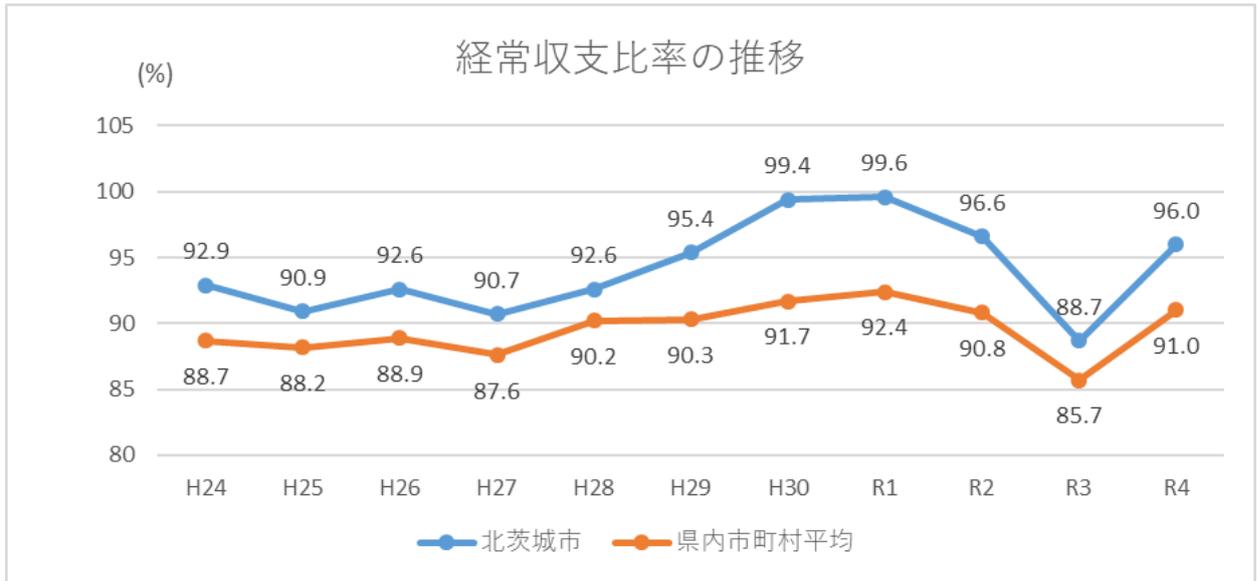
地方税、地方交付税、譲与税・交付金などの経常的な一般財源が、人件費・物件費・扶助費・公債費など毎年経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度充てられているかを示す指数で、財政構造の硬直度を表すものさしとされているもの。

<実質公債費比率(*2)>

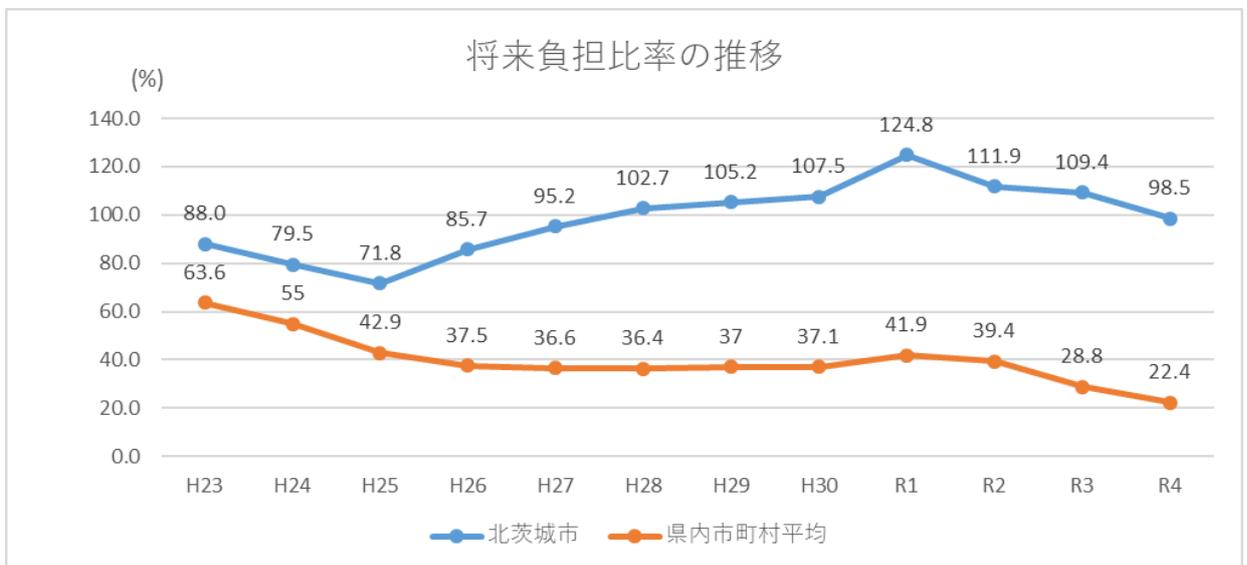
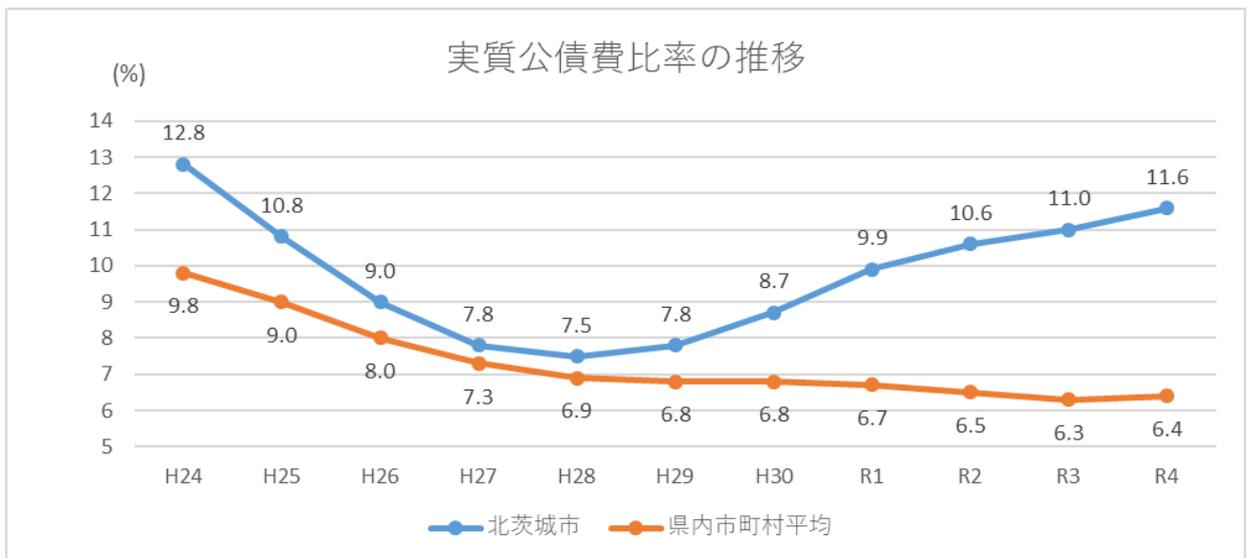
地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。 ※早期健全化基準＝25.0% ・財政再生基準＝35.0%

<将来負担比率(*3)>

地方公共団体の借入金（地方債）など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの。 ※早期健全化基準＝350%

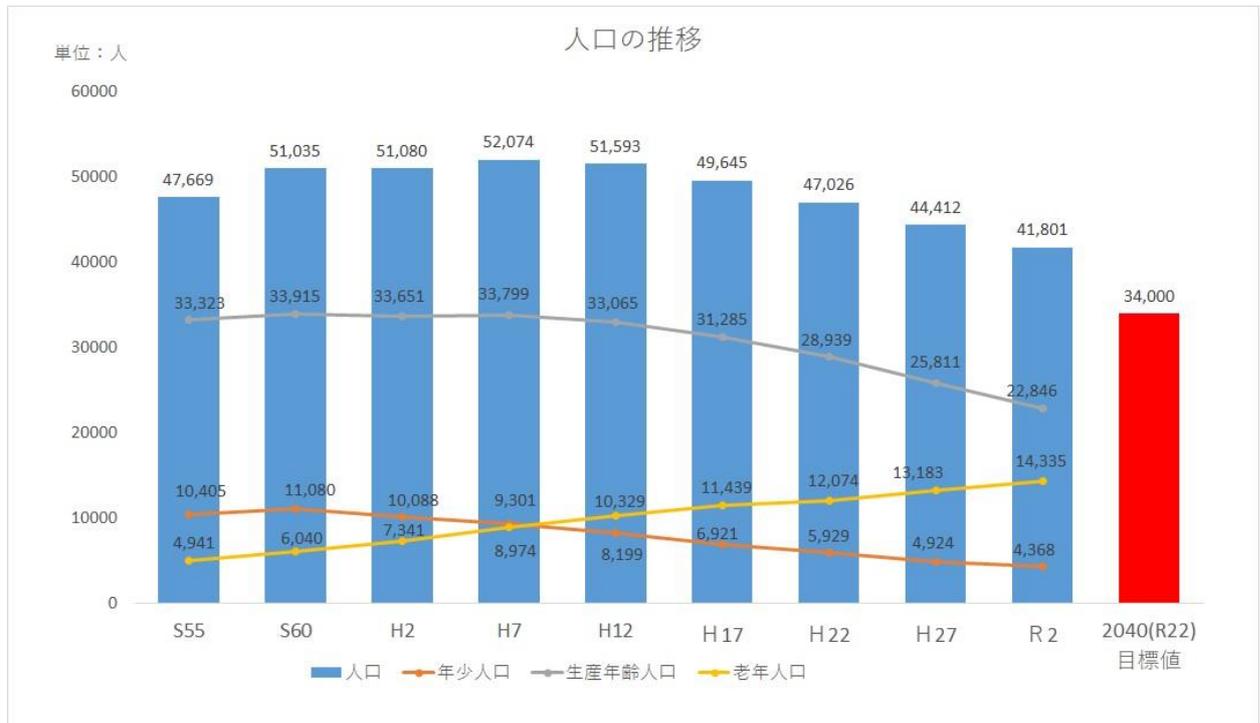


※R3年度は国補正予算で地方交付税が追加措置されたことにより、一時的に経常収支比率が低下した。



(2) 少子高齢化・人口減少への対応

少子高齢化が急激に進んでいる中で、当市は平成10年を境に人口減少が続いています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2030年（令和12年）の人口は3万5千人台となることが想定され、早急に人口減少に歯止めをかける対策を講じる必要があります。

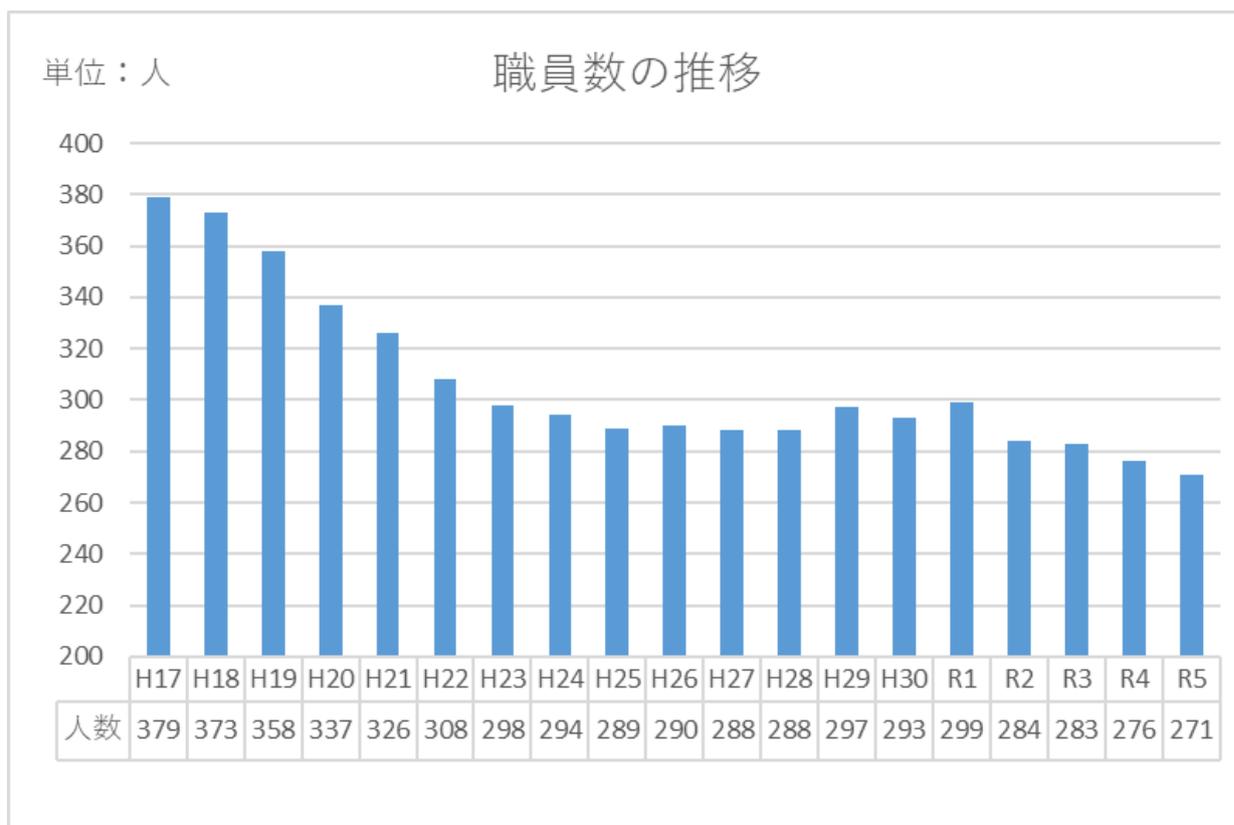


(3) 職員の適正配置及びワーク・ライフ・バランスの実現

令和3年度の歳出総額に占める人件費の割合は12.8%と、県内市平均の14.5%を下回る状況となっており、職員数は決して多いものではありません。

集中改革プランにおいて職員数削減の数値目標の基準とした平成17年度と令和5年度を比較すると、人数で108名、率にして28.5%の減となっており、これ以上の削減は難しい状況にあります。

定員適正化計画により職員の削減を行ってきた中で、地方分権による権限移譲や少子高齢化への対応など市の事務量は年々増加しています。今後は、長時間労働の是正（時間外勤務の圧縮）や、有給休暇の取得促進、テレワークをはじめとする多様な働き方の導入などにより、職員のワーク・ライフ・バランス実現を図りながら、職員が担うべき業務分野を明確にし、最小限の人員で新たな行政課題や多様化する市民ニーズにフレキシブルに対応できる組織と弾力的な人員配置による効率的な事務執行体制の構築が求められています。併せて、定年年齢引上げを考慮した中長期的な視野に立った職員採用計画により、適正な職員数の維持に努めていく必要があります。



(4) 情報化社会への対応と市民サービスの向上

全国の自治体は、総務省が令和2年12月に第1版を策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、デジタル化を進めることが急務となっています。本市も令和5年3月に策定した「北茨城市DX推進計画」に基づき、デジタル技術を積極的に活用し、行政運営の効率化・行政サービス等の利用者の利便性向上を図りながら、限られた人的・物的資源を有効に活用していく必要があります。

4 第6次行政改革大綱の基本方針

行政改革大綱は、今後6年間に市の行財政改革を推進する際の総合的な指針となるものです。

前述した現状、課題等を踏まえながら、この大綱に基づき、今後も続くことが予想される厳しい社会経済状況を乗り越え、地方分権時代にふさわしい自立した行政体として、良質で充実した市民サービスの提供と効率的・効果的な市政運営を実現するため、次の3点を基本方針に掲げて行財政改革に取り組むこととします。

健全な財政運営の推進

- 計画的な財政運営
- 安定的な歳入の確保
- 経費の節減合理化
- 地方公営企業等の経営健全化

持続可能な行政運営の推進

- 公共施設マネジメントの推進
- 機能的な組織の構築

時代の変化に対応した行政サービスの推進

- 市民とともに進めるまちづくり
- 全ての職員が活躍できる環境づくり

5 行政改革推進項目体系図

第6次行政改革大綱に基づく取組項目一覧

基本方針	重点項目	取組項目(実施計画項目)案	担当課	
健全な財政運営の推進	計画的な財政運営	中期財政計画に基づいた財政運営の実施	財政課	
	安定的な歳入の確保	有料広告の推進		企画政策課
		ふるさと納税の拡充		企画政策課
		市有遊休財産の処分及び有効な利活用		総務課
		非強制徴収債権の収入未済額の徴収強化		財政課
		市税徴収率の向上		収納課
		市営住宅使用料の徴収対策強化		建設課
	経費の節減合理化	省エネ・脱炭素化実現に向けた取組の強化	生活環境課	
	地方公営企業等の経営健全化	市民病院経営強化プランに基づく経営健全化		経営企画課
		公共下水道事業における経営健全化		下水道課
		水道事業経営戦略に基づく経営健全化		業務課
		水道事業と下水道事業の統合		下水道課 業務課
	政 持 運 続 営 可 能 な 推 進 行	公共施設マネジメントの推進	汚水処理施設の統廃合	下水道課 生活環境課
		機能的な組織の構築	職員配置適正化	人事課
時 代 の 変 化 に 対 応 し た 推 進	市民とともに進めるまちづくり	道路里親制度の推進	建設課	
		消防団員の確保及び加入促進	消防課	
	全ての職員が活躍できる環境づくり	人材育成方針に基づいた職員研修の充実	人事課	
		職員の働き方改革の推進	人事課	

6 行政改革の推進方法

(1) 推進期間

この行政改革大綱は、第5次北茨城市総合計画の終期に合わせて、令和6年度から令和11年度までの6年間で取り組むこととします。

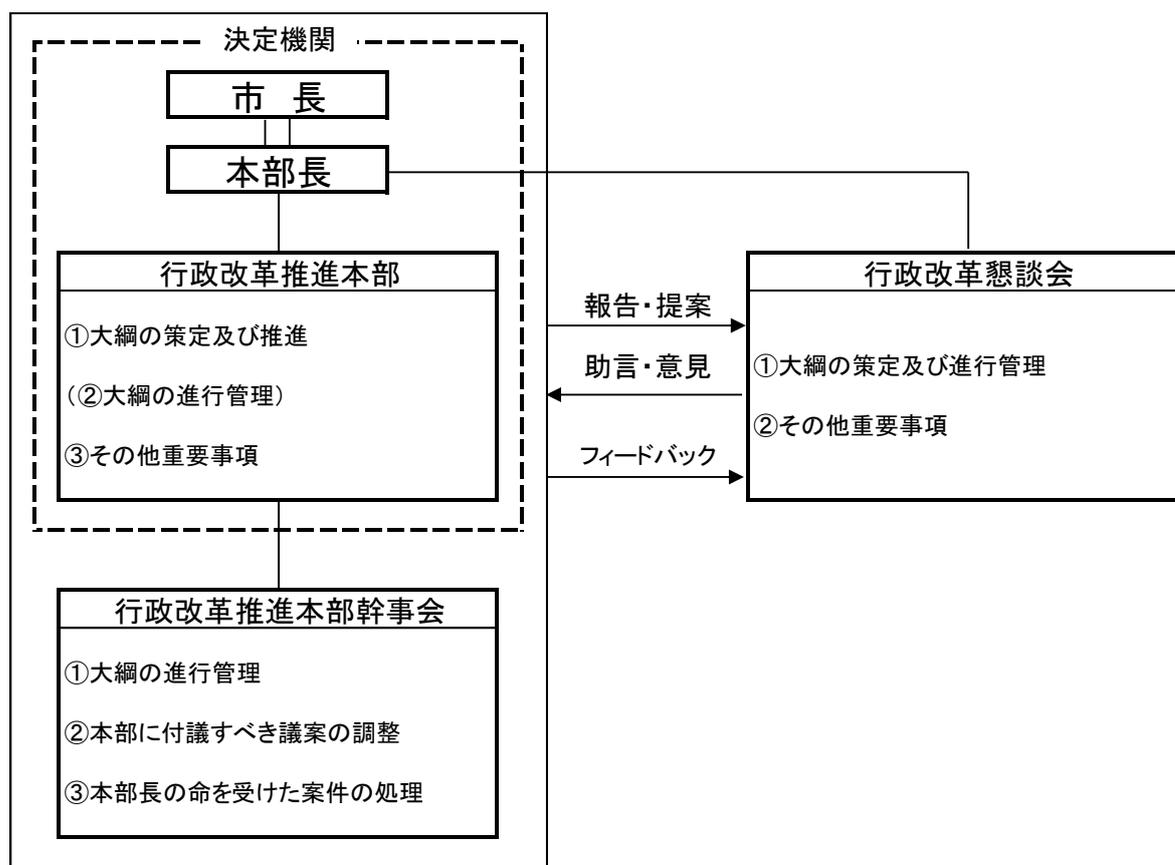
(2) 実施計画

改革を着実に推進していくため、実施項目や目標年度、数値目標等を具体的に示した実施計画を策定し、計画的に取り組んでいきます。必要に応じて、新規取組項目の追加及び実施内容の変更等を行うこととします。

(3) 推進体制及び進行管理

行政改革の推進にあたっては、北茨城市行政改革推進本部及び幹事会において、実施計画の策定及び進行管理を行い、全庁的に改革を実行していきます。

さらに、広く市民の意見を反映させるため、市民の代表者等で構成する北茨城市行政改革懇談会から、行政改革推進にあたっての必要な助言を受けることとします。



以上